

県知事」に送る。

様式第八号中「埼玉県建設工事紛争審査会御中」や「(あて先) 埼玉県建設工事紛争審査会」

に「申請いたします」や「申請します」に「あつては代表者」や「あつては、代表者」に「あつせん調停」や「あつせん、調停」に「行なう」や「行う」に送る。

様式第九号中「審査会は」や「審査会は、」に「写」や「写し」に「副本2通を添えて」や「3通(正本1通及び副本2通)を」に送る。

様式第十号中「写」や「写し」に「場合は、」に「副本4通を添えて」や「5通(正本1通及び副本4通)を」に送る。

様式第十一号中「申請書の写」や「申請書の写し」に「場合は、」や「場合は、」に「副本4通を添えて」や「5通(正本1通及び副本4通)を」に送る。

様式第十二号中「次により」や「下記3に記載したとおり」に「同法施行令」や「建設業法施行令」に「副本2通を添えて」や「3通(正本1通及び副本2通)を」に送る。

様式第十三号中「次により」や「下記3に記載したとおり」に「同法施行令」や「建設業法施行令」に「副本2通を添えて」や「5通(正本1通及び副本4通)を」に送る。

様式第十五号中「ついては」や「ついて」に「建設業法施行令」や「建設業法施行令」に送る。

様式第十六号中「ついては」や「ついて」に「認め、あつせんを打ち切ったから」や「認め、年 月 日にあつせんを打ち切ったから、」に送る。

様式第十七号中「ついては」や「ついて」に「認め、調停を打ち切ったから」や「認め、年 月 日に調停を打ち切ったから、」に送る。

様式第十八号及び様式第二十号中「埼玉県建設工事紛争審査会御中」や「(あて先) 埼玉県建設工事紛争審査会」に「次」や「下記」に送る。

様式第二十一号中「写を送付するから」や「写を送付するから、」に「当審査会に」や「当審査会に」に送る。

「(あて先) 埼玉県建設工事紛争審査会」に「次」や「下記」に「合意が成立した」や「合意した」に送る。

「(あて先) 埼玉県建設工事紛争審査会」に「次」や「下記」に「建設業法施行令」や「建設業法施行令」に送る。

「通知します」を「通知します」に送る。申請人 住 所 商号又は名称

「 記 氏 名(法人にあつては、代表者氏名)」

仲裁委員として不適当な者の氏名

申請人 住 所 商号又は名称 氏 名(法

人にあつては、代表者氏名)」

「住 所 商号又は名称 「申請人

様式第二十一号中 氏 名(法人にあつては、代表者氏名) や 相手方 住 所 商号又は名称

住所 氏名(法人にあつては、代表者氏名)
 商号又は名称 氏名(法人にあつては、代表者氏名)
 住所 氏名(法人にあつては、代表者氏名) 住所

商号又は名称 氏名(法人にあつては、代表者氏名)

株式会社三十二号中「次」や「下記」並びに「同法施行令」や、「建設業法施行令」に定める。

株式会社二十九号中「建設業法施行令」や、「建設業法施行令」並びに「写」や「写し」に定める。

「なお規定に

株式会社三十号中「仲裁委員」や「調停委員」並びに「次」や「下記」並びに

、正当な理由がなくしてこの要求に応じないときは建設業法第49条第2項の規定により、1万円以下の過料に処せられることがあるから念のため申し添えます。

住所 氏名(法人にあつては、代表者氏名)

住所 氏名(法人にあつては、代表者氏名)

「なお、正当な理由がなくしてこの要求に応じないときは、建設業法第55条第の規定により、10万円以下の過料に処せられることがあるから念のため申し添えます。

記

1 日時 年月日時
 2 場所

2号
 えま

住所

に定める。

」

住所 氏名(法人にあつては、代表者氏名)

株式会社三十一号中「次」や「下記」並びに

住所 氏名(法人にあつては、代表者氏名)

住所 氏名(法人にあつては、代表者氏名)

住所 氏名(法人にあつては、代表者氏名) 住所
 相手方 住所 氏名(法人にあつては、代表者氏名) に改める。

住所 氏名(法人にあつては、代表者氏名)

株式会社三十三号中「あつせん調停」や「あつせん、調停」並びに「次」や「下記」に定める。

株式会社三十四号中「あつせん調停」や「あつせん、調停」並びに「次」や「下記」に定める。

「(あて先)

株式会社三十六号中「埼玉県建設工事紛争審査会御中」や「埼玉県建設工事紛争審査会御中」

住所 氏名(法人にあつては、代表者氏名)

第七号様式中

滞納処分費

を

滞納処分費

備考

に改める。

第九号様式の次に次の一様式を加える。

第9号の2様式(振替社債等用)

差 押 調 書										年 月 日
埼玉県 県税事務所										名 印
徴税吏員 氏										名 印
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえます。										
滞納者	住(居)所									
氏 名										
滞納	年度	(納税番号)	(調定事由)	納期限	税額	加算	延滞金額	滞納処分費	備考	
	税 目	期(月)別・事業年度			円	円	法律による金額	法律による金額	円	
金 額	()	()	()	・						
	()	()	()	・						
	()	()	()	・						
合 計	()	()	()	・						
差押振替	(種類及び額又は数)									
	差押調書原本(滞納者あて)を受領しました。									
	年 月 日	() 氏 名 [㊤]								
	差押通知書(発行者あて)を受領しました。									
	年 月 日	() 氏 名 [㊤]								
	差押通知書(振替機関等あて)を受領しました。									
	年 月 日	() 氏 名 [㊤]								

備考 滞納者に交付する差押調書の原本には、「この振替社債等の取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請を禁じます。」と表示して交付すること。
 注意 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この書類作成の日までのものです。

平成二十一年二月六日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年一月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人オリエ

三 代表者の氏名

米杉 秀美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県坂戸市溝端町七番地七増尾ビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、精神に障害を持つ者が社会適応能力を高め、地域で自立した生活を営んでいくために、各関係機関・住民相互の理解と協力を得ながら、当事者の意向を尊重した支援活動を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第百七十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比

企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net>))により縦覧に供する。

平成二十一年二月六日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年一月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 サポートなめがわ

三 代表者の氏名

金井益生

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡滑川町大字月輪四一六番地一九

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者の住まいの耐震化、日常生活における補助施設、避難施設の設定を行う、さらに要介護者の介護、生活支援を行い地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第百七十三号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年二月六日

埼玉県知事 上田清司

一 入札内容

イ 件名

土地建物の売却

ロ 物件の表示

物件番号 七十

土地の所在

さいたま市南区内谷五丁目一八二番

土地の所在

さいたま市南区内谷五丁目一八二番地

さいたま市南区内谷五丁目一八二番地

さいたま市南区内谷五丁目一八二番地

さいたま市南区内谷五丁目一八二番地

さいたま市南区内谷五丁目一八二番地

さいたま市南区内谷五丁目一八二番地

さいたま市南区内谷五丁目一八二番地

さいたま市南区内谷五丁目一八二番地

さいたま市南区内谷五丁目一八二番地

さいたま市南区内谷五丁目一八二番地

さいたま市南区内谷五丁目一八二番地

さいたま市南区内谷五丁目一八二番地

さいたま市南区内谷五丁目一八二番地

さいたま市南区内谷五丁目一八二番地

さいたま市南区内谷五丁目一八二番地

さいたま市南区内谷五丁目一八二番地

さいたま市南区内谷五丁目一八二番地

さいたま市南区内谷五丁目一八二番地

さいたま市南区内谷五丁目一八二番地

さいたま市南区内谷五丁目一八二番地

物件番号	七十一
土地の所在	羽生市大字上新郷字相川六七二番三
地目	宅地
地積(平方メートル)	一、七七六・〇八

建物の所在	種類	延床面積(平方メートル)
さいたま市南区内谷五丁目一八二番地	共同住宅	三三三・一〇
さいたま市南区内谷五丁目一八二番地	共同住宅	一九六・八八
さいたま市南区内谷五丁目一八二番地	ポンプ室	九・二九

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
さいたま市南区内谷五丁目一八二番	宅地	一、一八〇・三八

二 競争入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に該当する者は、入札に参加できない。

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問い合わせ先

郵便番号三三〇一九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県総務部管財課公有財産担当 担当 清水、若林 電話〇四八―八三〇―二

五八一(直通)

四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十一年三月二日(月)から三月六日(金)までの午前十時から午後四時までの間(正午から午後一時までの間を除く。)に申込みをしなければならぬ。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

(一) 物件番号七十

平成二十一年三月十二日(木) 午前十時三十分から

(二) 物件番号七十一

平成二十一年三月十二日(木) 午前十一時三十分から

各締切後開札

(2) 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 衛生会館三階三〇五

会議室

ハ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ニ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額(銀行振出の小切手により納付すること。)

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

ヘ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

埼玉県告示第七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年二月六日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だより印刷業務 2,350千部(平均)×12回(8ページ(2色刷4ページを含む。)×8回・12ページ(2色刷4ページを含む。)×4回)いずれか1回は、2色刷に替えて4色刷4ページとする。)

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(4) 納入場所

埼玉県が別途指示する場所

(5) 入札方法

入札金額は、8ページ(2色刷4ページを含む。)を8回、12ページ(2色刷4ページを含む。)を3回、12ページ(4色刷4ページを含む。)を1回発行するものとして、各1部当たりの単価にそれぞれの発行回数を乗じて得た額の合計額を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「印刷の請負」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 公告日から入札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置

を受けていない者であること。

- (5) 連絡調整の担当者を2名以上配置すること。
 - (6) 連絡をしてからおおむね2時間以内に担当者が広聴広報課に到着できると。
 - (7) 指定する用紙を入手できること。
 - (8) 写研又はモリサワの書体に対応できること。
 - (9) 色校正紙提出後において、広聴広報課職員がデータ修正の指示をした場合、デザイナー業者又は広告業者と協議の上、必要な修正を行うこと。また、当該修正の後においても、文字及び色の修正、写真の差替え等の指示に対応できると。
 - (10) 広聴広報課職員の立会いの下に、最終色校正及び刷り出しの確認の作業を他の作業に優先して行えること。また、広聴広報課の職員がその場で修正の指示をした場合、修正したものをおおむね3時間以内に確認できること。
 - (11) 上記(10)の立会い確認場所は、埼玉県庁からおおむね2時間以内の場所であること。
 - (12) 納入期限は、原則として発行日(毎月1日)の前日を起算日として3日前(日曜日及び祝日は算入しない。)とする。
なお、刷り出し立ち会いの日は、納入期限の前日を起算日として5日以内(日曜日及び祝日を含む。)とする。
 - (13) 印刷所の営業時間外でも連絡がとれること。
 - (14) 災害、不意のトラブル等により発行が遅れることのないよう、バックアップシステムが整えられていること。
 - (15) 災害発生時の号外発行等(別契約)の緊急を要する場合にも、即時に対応ができる人員及び工場設備を保有していること。
 - (16) 上記の要件を満たすほか、必要に応じて広聴広報課長が随時指示する事項等を守れること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札執行課物品調達担当 篠原 健一 電話048—830—5778(直通)
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 衛生会館305会議室 平成21年3月30日(月)午前10時
 - (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
埼玉県総務部入札執行課物品調達担当 平成21年3月27日(金)午後5時
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
入札金額×2,350千部×1.05×0.05
イ 契約保証金
契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
各契約単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額×2,350千部×1.05×0.1
 - (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した必要な書類を平成21年2月26日(木)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
 - (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

<p>ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書</p> <p>(5) 契約書作成の要否</p> <p>(6) 落札者の決定方法</p> <p>財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とす。</p> <p>(7) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(8) 競争入札参加資格の付与</p> <p>上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に平成21年2月20日(金)までに提出すること。</p> <p>(9) 支払条件</p> <p>ア 発注者埼玉県は、契約単価に月の初日から末日までに納入された数量(部数)を乗じて得た金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を支払うものとする。</p> <p>イ 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。</p> <p>(10) 特記事項</p> <p>平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。</p> <p>(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(12) この入札の執行は、一般公開する。</p> <p>なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。</p>	<p>and breakdown is as follows:</p> <p>Twelve issues per year : Eight 8-page issues and four 12-page issues,each issue including 4 pages of two-color printing. Of these twelve issues,one will include 4 pages of four-color printing instead of two-color.</p> <p>(2) Deadline for Submissions</p> <p>By mail : 5 : 00 pm, March 27,2009</p> <p>In person : 10 : 00 am, March 30,2009</p> <p>(3) Contact Point for More Information</p> <p>Property Management, Bidding Enforcement Division, Saitama Prefectural Government.</p> <p>Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Tel. 048-830-5778</p> <p>~~~~~</p> <p>埼玉県知事 田嶋 匡</p> <p>〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号</p> <p>平成二十一年二月六日</p>
<p>1 調達内容</p> <p>(1) 購入等件名及び予定数量 彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 2,350千部(平均)×12回</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期間 契約締結日から平成22年3月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 県内全域</p> <p>(5) 入札方法 入札金額は、各1部当たり(8ページ物・12ページ物)の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る</p>	<p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and Quantity of the Service Required Printing of the Saino-Kuni monthly newsletter,2,350,000 copies (an average)</p>

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁別館地下1階 広聴広報課分室 平成21年3月23日(月)午後2時

2 競争入札参加資格

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
埼玉県県民生活部広聴広報課の国だより担当 平成21年3月19日(木)午後5時

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

4 その他

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「広報紙新聞折り込み及び配布」のA等級に格付けされた者であること。

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(3) 過去2年間において、県内全域での同日一斉新聞(3紙以上)折り込み配布部数について190万部以上の実績があること。

(2) 入札保証金及び契約保証金

(4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

ア 入札保証金
入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
入札書に記載する金額(各1部当たり(8ペーシ物・12ペーシ物)の単価にそれぞれの発行回数乗じて得た額の合計額)×2,350千部×1.05×0.05

(5) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

イ 契約保証金
契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
契約単価(各1部当たり(8ペーシ物・12ペーシ物)の単価にそれぞれの発行回数乗じて得た額の合計額)×2,350千部×1.05×0.1

(6) 連絡調整の担当者を常時2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、指示に速やかに対応できる体制をとれること。

(3) 入札者に要求される事項

(7) 納入された「彩の国だより」を一時保管する場所が確保できること。

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年3月2日(月)までに、埼玉県県民生活部広聴広報課の国だより担当(電話048-830-2857(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(8) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、埼玉新聞又は東京新聞を購読する埼玉県内の全世帯(埼玉県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。)に、「彩の国だより」を同日一斉に新聞折り込みをするための配布手順を示せること。なお、この配布については、県の承認を得ないで、契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることなく履行するものであること。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

3 入札書の提出場所等

イ 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活部広聴広報課の国だより担当 島村 克己 電話048-830-2857(直通)

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

(4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。

(2) 入札説明書の交付方法

(4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 入札・開札の場所及び日時

(4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
- (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条第1項の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
無
- (8) 入札参加資格の付与
2.(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成21年2月20日(金)までに、埼玉県総務部入札審査課(電話048-830-5775(直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。
- (9) 支払条件
ア 発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者の支払請求に基づき、代金を支払うものとする。
イ 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (10) 特記事項
平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
- (11) その他詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
(1) Nature and quantity of the service to be required : Distribution and newspaper insertion of "The 'Sai-no-Kuni' Monthly(Sai-no-Kuni Dayori)" 2,350,000 copies twelve times per year
(2) Time-limit for tender : 2:00 p.m.23, March, 2009. (tender submitted by mail 5:00 p.m.19, March, 2009)

(3) Contact point for the notice : Public Relations Division, Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government, 3-15-1, Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-2857

埼玉県環境保健課

埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号)第三十二条第二項の規定に基づき、粒子状物質を減少させる装置を指定したのび、平成十九年埼玉県告示第百四十八号(粒子状物質を減少させる装置の指定について)の一部を次のように改正する。

平成二十一年二月六日

埼玉県環境 田 豊 臣

「 スモークパ スター N シリーズ (KAM— 08N型) ※中	DPF 初度登 録後	株式会社ケ ミ カルオー ト 茂	日産ディーゼル工業株式 会社製 FE 6型、日野自 動車株式会社製 J07C 型 若しくは J08C 型又は三 菱ふそうトラック・バス 株式会社製 6 D16型の原 動機を搭載する自動車の うち、平成6年規制に適 合するもの	「 スモークパ スター N シリーズ (KAM— 08N型) ※中
---	------------------	------------------------------	--	---

スモークパ スター N シリーズ (KAM— 08N型)	DPF 初度登 録後	株式会社ケ ミ カルオー ト 茂	日産ディーゼル工業株式 会社製 FE 6型、日野自 動車株式会社製 J07C 型 若しくは J08C 型又は三 菱ふそうトラック・バス 株式会社製 6 D16型の原 動機を搭載する自動車の うち、平成6年規制に適 合するもの	いすゞ自動車株式会社製 6 HE 1 型 (230PS/260 PS)、日産ディーゼル工 業株式会社製 FE 6 型 (235PS/260PS)、日野
--	------------------	------------------------------	--	---

いすゞ

	自動車株式会社製 J08C 型(235PS/260PS)又は 三菱ふそうトラック・ バス株式会社製6D16型 (220PS/255PS)の 原動機を搭載する自動車 のうち、平成6年規制に 適合するもの
--	---

埼玉県告示第百七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける種族について、次のとおり一般競争入札にする。

平成二十一年二月六日

埼玉県長 田 畑 匡

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
埼玉県総合リハビリテーションセンター手術器材 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成21年4月1日(水)から平成22年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所
埼玉県総合リハビリテーションセンター
- (5) 入札方法
入札は、本県が示す予定数量及び入札者が見積もった単価に従って計算した総価で行うものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「物品の販売」のうち「医療機器」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
- (6) 購入する手術器材について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒362-8567 埼玉県上尾市大字西貝塚148番1 埼玉県総合リハビリテーションセンター管財・用度担当 藤倉 電話048-781-6744(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
平成21年3月12日(木)から上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
ア 場所
埼玉県総合リハビリテーションセンターB棟3階大会議室
イ 日時
平成21年3月12日(木)午後2時40分
- (4) 入札・開札の場所及び日時
ア 場所
埼玉県総合リハビリテーションセンターB棟3階大会議室
イ 日時
平成21年3月30日(月)午後2時40分
- (5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県総合リハビリテーションセンター管財・用度担当 平成21年3月27日
(金) 午後5時(必着)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成21年3月18日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した特定業務を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無
無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、平成21年2月20日(金)までに本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 庁330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(9) 平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Bid for the purchase of prosthetic joints for use at the Saitama Rehabilitation Center.

(2) Deadline for Submissions:

By mail: 5:00 p.m., March 27, 2009

In person: 14:40 p.m., March 30, 2009

(3) Contact Point for More Information:

Management Service Division, Saitama Rehabilitation Center

NishiKatsusuka 148-1, Ageo-shi, Saitama-ken 362-8567

Ph.048-781-6744

埼玉県告示第百七十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十一年二月六日

埼玉県知事 上田 清司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

若葉ショッピングプラザ

埼玉県富士見市二丁目三番一

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社カワベ 代表取締役 川部 和代
東京都品川区小山六丁目七番十四号

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十年十一月二十一日

埼玉県告示第七十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年二月六日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

広瀬ショッピングセンター

熊谷市大字広瀬字不二ノ腰百三十一 外

ロ 同法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

大規模小売店舗立地法上問題ないが、変更届出書10ページの表11-4

(1)及び27ページの図11-4のa地点における夜間稼働する設備の

最大騒音の合成値が、敷地境界において規制基準を超過する恐れがあるので、周辺の生活環境の保全に配慮を願いたい。

二 縦覧期間

平成二十一年二月六日から平成二十一年三月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県北部地域振興センター

埼玉県告示第八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十一年一月二十九日認可した。

平成二十一年二月六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

葛西・羽生領島中領土地改良区連合

二 事務所の所在地

幸手市

埼玉県告示第八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十一年一月二十九日認可した。

平成二十一年二月六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

妻沼西南土地改良区

二 事務所の所在地

熊谷市

埼玉県告示第八十二号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七十五条第三項の規定により、埼玉県知事が管理する一級河川柳瀬川の河川区域内に違法に設置された工作物を除却したので、河川法施行令(昭和四十年

政令第十四号)第三十九条の三第一項第二号の規定により、次のとおりその要旨を公示する。

平成二十一年二月六日

埼玉県知事 上田清司

一 保管した工作物

支柱等の耕作の用に供した資材

二 保管した工作物が設置されていた場所

入間郡三芳町大字竹間沢地内並びに

富士見市大字針ヶ谷及び大字水子地内

三 除却した日

平成二十一年一月十九日

四 工作物の保管場所

埼玉県川越県土整備事務所

五 保管した工作物の返還

工作物の除却及び保管に要した費用

は、工作物の所有者、占有者その他工

作物について権原を有する者の負担と

する。

埼玉県告示第八十三号

加須市から加須都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年二月六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第百八十四号

加須市から加須都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年二月六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第百八十五号

羽生市から羽生都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年二月六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第百八十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年二月六日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

上尾市原市北部第二土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和六十三年十二月十三日から平成二十二年三月三十一日まで

三 施行地区

上尾市大字原市字九番耕地、字十番耕地、字十一番耕地、字十二番耕地、字十三番耕地及び字十八番耕地の各一部

四 事務所の所在地

上尾市大字原市二二四〇番地一

五 設立認可の年月日

昭和六十三年十二月十三日

六 変更認可の年月日

平成二十一年二月六日

埼玉県告示第百八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百四十七号で告示した蕨都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十一年二月六日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

蕨市

二 都市計画事業の種類及び名称

蕨都市計画下水道事業蕨公共下水道事業施行期間

三 事業施行期間

昭和四十五年三月十七日から平成二十六年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 合流区域

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

ロ 分流汚水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

ハ 分流雨水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

変更なし

変更なし

変更なし

埼玉県告示第百八十九号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成二十一年二月六日

埼玉県知事 上田清司

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

教育関係庁舎建物管理業務委託(上尾かしの木特別支援学校地区) 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第百八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
平成二十一年二月六日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年九月十九日

指令行整第二〇〇〇二二一号

二 検査済証番号

平成二十一年二月二日第八十五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字鴻荃字北谷二〇九九―一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字鴻荃二〇九九―二

塩崎 修照

- (3) 履行期間
平成21年4月1日(水)から平成23年9月30日(金)まで。ただし、平成22年度以降において、埼玉県の人歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。
- (4) 履行場所
埼玉県立上尾かしの木特別支援学校
上尾市大字平塚1281番地1
- (5) 入札方法
埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送(書留郵便に限る。)も認める。
- なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。
- 2 入札に参加できる者の形態
単体企業又は特定事業共同体であること。
- 3 入札参加に関する制限事項
(1) 業務実施に係る主体
本業務の実施に係る主体は、清掃業務を実施する一の単体企業でなければならぬ。
- 当該単体企業は、清掃業務以外の業務を実施する者と特定事業共同体を構成して応札することができる。ただし、当該共同体の代表構成企業は清掃業務を実施する者とする。
- (2) 代表構成企業となった者に対する制限
(1)により代表構成企業となった者は、他の特定事業共同体を構成する者になることはできない。
- 4 競争入札参加資格
(1) 基本的な資格要件
単体企業又は特定事業共同体における各構成員が、次の要件をすべて満たす

- こと。
- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の決定がされていないものであること。
- ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更正手続開始の決定がされていないものであること。
- エ 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」のA又はB等級に格付けされた者で、業務の種類に対応する入札に参加できる資格を有するものであること。
- オ 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- カ 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (2) 業務実績
ア 清掃業務を実施する者は、埼玉県内で次に掲げる業務を過去5年以内に1年以上履行した実績を有すること。
- イ 埼玉県内に本店若しくは主たる事務所を登記している者又は住民票を登録している者にあつては、国(公団、機構を含む。)又は地方公共団体(埼玉県出資法人を含む。)が所有し、管理する施設の清掃業務
- ロ (イ)以外の者にあつては、埼玉県(埼玉県出資法人を含む。)が所有し、管理する施設の清掃業務
- ハ アで定める実績は、その日常清掃に係る床面積が、上尾かしの木特別支援学校の日常清掃に係る床面積(11,312.12㎡)の3分の2以上とする。
- (3) 登録
清掃業務を実施する者は、清掃業務を実施する営業所において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号に基づき、知事の登録を受けている者であること。
- 5 入札手続等
(1) 競争入札参加資格審査
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次

のいずれかの方法で平成21年2月27日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 なお、入札参加資格確認申請書等の様式は6(1)の方法によりシステムから入手すること。

ア システムの利用により参加する場合

入札参加資格確認申請書をシステムにより提出し、その他の必要書類を(2)の場所まで持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 紙媒体の入札書により参加する場合

すべての必要書類を(2)の場所まで持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札書及び入札参加資格確認申請書等の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育
 局 教育総務部財務課契約担当 須永、武井 電話048—830—6649（直通） F A
 X 048—833—0497

(3) 入札書受付期間

平成21年3月16日（月）午前9時から同月26日（木）午後5時までにシステムにより提出すること。ただし、紙媒体の入札書により提出する場合は、同期間中に(2)の場所へ郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課

イ 日時

平成21年3月30日（月）午前9時15分

(5) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

6 入札説明書及び仕様書の入手方法

(1) 入手方法

システムから下記の手順により入手すること。ただし、システムから入手できない者には、5(2)の場所で交付する（事前に電話により連絡をすること。）。

ア 埼玉県ホームページを開く。

イ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

ウ 埼玉県電子入札総合案内（工事・物品）メニュー内の「3：システム入口」を選択する。

エ 「入札情報公開システム」を選択する。

オ 調達機関名は「埼玉県」を選択する。

カ 部局名は「教育局」を選択する。

キ 課所名は「財務課」を選択する。

ク 「物品等」を選択する。

ケ 「1 発注情報の検索」を選択する。

コ 検索ボタンをクリックする。

サ 本人入札案件を選択する。

7 現場説明会

開催しない。

8 最低制限価格

設定する。

9 入札に関する注意事項

(1) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(2) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、

財務規則第95条の規定に基づいて定めた最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った入札者のうち最低の価格の入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

10 特記事項
平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

11 その他

- (1) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (2) 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。
- (3) 初度の入札において無効の入札を行った者は、再度の入札に参加することができないものとする。
- (4) 最低制限価格より低い価格で入札した者は、再度の入札に参加できないものとする。
- (5) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号
都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。
平成二十一年二月六日

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年二月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

埼玉県飯能県土整備事務所長
根岸 功

一 許可番号

平成二十年九月二十二日

指令飯整第二〇〇〇二二〇号

二 検査済証番号

平成二十一年一月三十日

飯整第二〇〇〇三八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字大谷字松ノ木六六

七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡越生町越生東二丁目三番地六

メゾン・アレグリアA一〇一

五十嵐 輝男

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十
五号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十一年二月六日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年七月二十五日

第二〇〇〇三五〇号

二 検査済証番号

平成二十一年一月三十日

第二〇〇一一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字田甲字台方一三七

九一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字田甲一三八八一
小林 くよ子

平成二十一年二月六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 鈴木 信司

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 勅使河原本庄線

三 道路の区域

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
			児玉郡上里町大字勅使河原字北勝場一七四二番一地先から同郡同町大字神保原町字新開二二五〇番地先まで		六・五五 一一・五五 九・三五 一三・七五	一九九六・八	

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十一年二月六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫 正

認定番号	認定年月日	対 象 区 域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第三号	二十一年一月二十八日	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字向田三百六十八番外四百五十九筆	埼玉県熊谷県土整備事務所

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第七号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年二月六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

一 許可番号
平成二十一年一月七日
指令杉整第二〇〇一〇〇一〇号

二 検査済証番号
平成二十一年一月二十九日
杉整第一五三四一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称
南埼玉郡宮代町東姫宮一丁目七五五

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

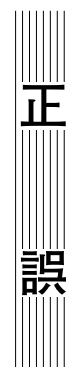
南埼玉郡宮代町字中一七三
中山 勝夫

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第七号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年二月六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長



正 誤

埼玉県告示第千百十二号(平成二十年八月十五日第二千五号) 中訂正

ページ 段 行

十一 一 六と七の間

正 清算人の氏名及び住所を追加

平井 順 一

正 最上部の職名、理事、同を削除

七から二十五

- 一 許可番号
平成二十年十一月二十一日
指令杉整第二〇〇一一三〇号
- 二 検査済証番号
平成二十一年二月二日
杉整第一五五四一〇号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸四九三―七、四九四―五、四九四―一〇
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北葛飾郡杉戸町内田三一四―二〇
花川 慶太

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 ○四八―八二四―二二二―(代表)
埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 ○四八―八六二―二九〇―(代表)